

入札公告

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和2年2月5日

福祉村総合施設長 中野定雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 令和2年度福祉村警備業務一式
- (2) 履行場所 岩見沢市栗沢町最上350番地1
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 調達する役務の仕様等 入札説明書による

2 発注者

岩見沢市栗沢町最上350番地1
福祉村
総合施設長 中野定雄

3 入札の参加に係る資格要件

- (1) 地方自治法施行令167条の4に該当しない者であること。
- (2) 道税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (3) 北海道が行う競争入札等に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 資本金額が1,000万円以上又は、警備員を常時30名以上雇用していること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前における2営業年度分（平成29年度、30年度）の決算において、この委託契約と種類、規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行しているものであること。

4 契約条項を示す場所

〒068-0115
岩見沢市栗沢町最上350番地1
福祉村総務部総務課
電話 0126-45-2721 FAX 0126-45-4614

5 入札参加審査申請書等の交付に関する事項

- (1) 交付期間
令和2年2月5日（水）から2月14日（金）
土曜日曜及び祝日は除く午前9時から午後5時
※ダウンロードは期間中常時可能。
- (2) 交付の場所
ア 4に同じ。
イ 北海道社会福祉事業団ホームページからダウンロード。（期間中常時交付可）

6 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出の期間

令和2年2月14日(金)正午必着

土曜日曜及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(最終日は正午まで)

(2) 提出場所

4に同じ。

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加審査申請書

イ その他必要と認める書類。

7 入札参加資格審査に関する事項

この入札は、制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を書面により通知する。

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

〒068-0115

岩見沢市栗沢町最上 350 番地 1

福祉村 管理棟 2 階 会議室

(2) 入札日時

令和2年2月20日(木) 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 入札書については、提出後の再提出は認めない。

9 入札無効に関する事項

(1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札

(3) 福祉村が定める競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札

10 入札書記載価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

13 落札者の決定方法

北海道財務規則第 151 条第 1 項により定めた予定価格の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札）した者を落札者とする。

14 その他

- (1) 入札の執行回数は、3 回までとする。
- (2) 3 に規定する資格を有しない者の入札、北海道財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの入札の告示の条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) この入札の執行は、公開とする。
- (5) 入札に参加する者は、福祉村が定める競争入札心得を承知すること。
- (6) この入札及び契約は、福祉村の都合により調達手続きの停止等がありうる。
- (7) 談合情報があった場合、事情聴取、契約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあること。
- (8) 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがあること。
- (9) 契約最終後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。
- (10) 入札において、入札者が一人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税業者であるかを書面にて申し出ること。
- (12) その他この入札に関し不明な点は、福祉村総務部総務課まで照会すること。

〒068-0115

岩見沢市栗沢町最上 350 番地 1

福祉村 電話：0126-45-2721 F A X：0126-45-4614